

## 第 10 章 医療法人承継税制

### 10-5 適正な組織運営の基準

#### Q10-5

非課税要件の一つである適正な組織運営の基準について教えてください。

#### A10-5

みなし贈与税・非課税要件の一つとされる適正な組織運営の基準は、相続税法施行規則第33条第3項（A10-4参照）に基づく「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」（解釈通知）第2の次の規定です。

（1）定款に記載すべき事項

- ① 理事6名以上、監事2名以上であること。
- ② 理事・監事の選任は、社員総会で社員の選挙により選出されていること。
- ③ 理事会の議事は、⑤に該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決によること。
- ④ ただし、次の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決によること。
  - ア 収支予算（事業計画）
  - イ 収支決算（事業報告を含む）
  - ウ 基本財産の処分
  - エ 長期借入金、新たな義務の負担および権利の放棄
  - キ 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
 ここに示された5項目以外の「オ 定款の変更」と「カ 解散・合併」については、理事総数（理事現在数）の過半数の議決でよいと思われます。
- ⑤ 社員総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、③のアからカまでを、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決によること。  
「法令に別段の定め」があるものは「モデル定款例」により、次の事項は社員の4分の3以上の議決が必要とされています。

オ 定款の変更

カ 解散・合併

- ⑥ 評議員は、社団では廃止、特定はその基準に従う。
- ⑦ ③から⑥までの議事の表決には、あらかじめ通知された事項で書面をもって意思を表示した者は出席者とみなすことができ、他の者を代理人として表決を委任することはできない。

この規定から次のことがわかります。

- ・あらかじめ通知された事項の書面：意思表示ができる議案書が理事会、社員総会で必要。
- ・書面で意思を表示した者は出席者とみなす；書面表決書の提出があれば出席とみなす。
- ・他の者の代理委任はできない；委任状は不可。

この規定等により定款施行細則、理事会議事細則および社員総会議事細則の整備、改正と所要の書類の様式の制定等が必要となります。

- ⑧ 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。非常勤の理事、監事それに社員に定額の報酬の支払いを禁じたもので、理事会で「役員日当・旅費規程」を作り、それに基づき日当・旅費の支給は、不当に高額でない限り認められます。

平成 24 年 9 月 26 日

⑨ 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）およびその職員が含まれてはならない。また監事は、相互に非同族等であること。

(2) 贈与等を受けた法人の事業の運営および役員等の選任が、法令および定款、または規則に基づき適正に行われていることが必要です。

ただし、該当法人の役員等の選任は、次のいずれかが 3 分の 1 を超えていない場合には適正に行われていないものとなります。

ア 他の一の法人（当該法人の同族関係に定める特殊関係者）に定める特殊の関係がある法人を含む。

イ 団体の役員および職員の数当該法人のそれぞれの役員の数。